

品川区虐待防止ネットワーク推進協議会設置運営要綱

平成 24 年	4 月 27 日	区長決定
平成 27 年	4 月 1 日	一部改正
平成 30 年	6 月 1 日	一部改正
平成 31 年	3 月 1 日	一部改正
令和 元年	5 月 1 日	一部改正
令和 2 年	5 月 1 日	一部改正
令和 3 年	5 月 13 日	一部改正
令和 4 年	5 月 20 日	一部改正
令和 5 年	5 月 23 日	一部改正
令和 6 年	5 月 9 日	一部改正
令和 6 年	8 月 15 日	一部改正

(設 置)

第 1 条 児童、高齢者および障害者に対する虐待、配偶者暴力（以下「虐待等」という。）などの早期発見やその被害者の適切な保護又は支援を図るとともに、関係機関が連携を強化し虐待のない地域社会を創設することを目的として、品川区虐待防止ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 この協議会は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会を兼ねる。

(根拠法令)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる法令を根拠とする。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 4 条第 1 項および第 4 項
- (2) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 3 条第 1 項および第 3 項
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 9 条
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項および第 3 項

(協議会の所掌事項)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待の防止に関する情報の共有に関すること
- (2) 虐待等の早期発見やその被害者の適切な保護または支援に関する協議

を行うこと

- (3) 関係機関の連携方針の策定に関すること
- (4) 虐待等の防止に必要な広報その他の啓発活動に関すること
- (5) その他委員長が必要と認めること

(構成)

第4条 協議会は、委員長、副委員長および委員によって構成する。

- 2 委員長は、区長室長を、副委員長は子ども未来部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ委員長が招集する

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外のものを協議会に出席させることができる。

(守秘義務)

第6条 児童福祉法第25条の5の規定により、次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国または地方公共団体の機関 当該機関の職員または委員であった者
- (2) 法人（地方公共団体を除く。） 当該法人の役員もしくは職員または委員であった者
- (3) 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者または委員であった者

(幹事)

第7条 協議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にあるものとする。
- 3 幹事は、協議会を補佐する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、区長室人権・ジェンダー平等推進課が行う。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第9条 区長は、児童福祉法第25条の2第4項の規定により要保護児童対策調整機関として子ども未来部子ども家庭支援センターを指定する。

(補 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は各部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から適用する。ただし、第 2 条第 4 号の規定は、同年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 13 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 20 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 23 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

協議会委員		関係機関	区分
委員長	区 長 室 長		
副委員長	子ども未来部長		
委 員			
地域振興部長		品川区	行政関係
品川区児童相談所長			
福祉部長			
品川区保健所長			
教育委員会事務局 教育次長			
品川区障害者七団体協議会会長		品川区障害者七団体協議会	福祉関係
品川区社会福祉協議会事務局長		社会福祉協議会	
ケア協議会会長		ケア協議会	
(高齢者)		社会福祉法人	
(障害者)			
品川区医師会会長		医師会	保健医療関係
荏原医師会会長			
東京都品川歯科医師会長		歯科医師会	
東京都荏原歯科医師会長			
昭和大学病院総合相談センター		医療機関	
品川警察署生活安全課長		警察署	警察・司法関係
大崎警察署生活安全課長			
大井警察署生活安全課長			
荏原警察署生活安全課長			
東京家庭裁判所調査官		家庭裁判所	
品川区町会自治会連合会会長		町会自治会連合会	その他
品川区民生委員協議会会長		民生委員・児童委員	
品川区人権擁護委員会委員長		人権擁護委員	

別表 2（第 7 条関係）

幹事
区長室 人権・ジェンダー平等推進課長
地域振興部 生活安全担当課長
子ども未来部 子ども育成課長
子ども未来部 子ども家庭支援センター長
子ども未来部 子育て応援課長
子ども未来部 保育施設運営課長
品川区児童相談所 副所長（児童相談課長）
福祉部 障害者支援課長
福祉部 高齢者福祉課長
福祉部 生活福祉課長
品川区保健所 保健センター所長
教育委員会事務局 教育総合支援センター長